

半田市児童放課後等居場所づくり事業実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 児童放課後等居場所づくり事業（第3条から第6条）
- 第3章 放課後ひろば事業（第7条から第12条）
- 第4章 放課後児童健全育成事業（第13条）
- 第5章 雑則（第14条・第15条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、小学校に在籍する児童が放課後又は学校休業日（以下「放課後等」という。）を安心して過ごすことができる居場所づくり事業について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 放課後ひろば 学校敷地内において、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第4条第3号に規定する少年のうち小学校に在籍する児童（以下「小学校児童」という。）が、放課後等に安心して過ごすことができる居場所。
- (2) 放課後ひろば事業 放課後ひろばを提供する事業。
- (3) 放課後児童健全育成事業 法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業。

第2章 児童放課後等居場所づくり事業

（要件）

第3条 児童放課後等居場所づくり事業は、次の各号のいずれにも該当する事業をいう。

- (1) 同一の学校施設内で放課後ひろば事業と放課後児童健全育成事業が実施されていること。
- (2) 放課後ひろばを利用する小学校児童が、放課後児童健全育成事業を利用している児童と日常的に活動場所を共有し、相互に交流することができるよう調整が図られていること。

（実施校）

第4条 児童放課後等居場所づくり事業を実施する半田市立小学校（以下「実施校」という。）は、別表第1に掲げるとおりとする。

（学校設備の使用）

第5条 市長は、放課後ひろばの実施に際し、実施校の施設及び設備（以下「学校設備」という。）を使用する場合は、実施校の校長と協議の上、あらかじめ半田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し、半田市立学校管理規則（昭和34年半田市教育委員会規則第7号。）第23条第2項に基づく承認を受けなければならない。

2 前項の実施校の校長と協議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 児童放課後等居場所づくり事業において使用する実施校の学校設備
- (2) 前号の学校設備の使用日時及び期間
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長及び実施校の校長が必要と認める事項

3 前項の規定にかかわらず、実施校の校長は校務の正常な運営に支障があると認めるときは、学校設備の使用日時を変更することができる。

(管理の委託)

第6条 市長は、事業の円滑な運営を図るため、児童放課後等居場所づくり事業の全部又は一部を委託することができる。

第3章 放課後ひろば事業

(利用者)

第7条 放課後ひろばを利用できる者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 実施校に在籍する小学校児童
 - (2) 実施校の通学区域(半田市立小中学校の通学区域を定める規程(昭和60年半田市教育委員会告示第8号)で規定する通学区域をいう。)にある幼稚園、保育園、認定こども園又は小規模保育施設に在籍する未就学児
 - (3) 実施校の通学区域に住所を有する小学校児童又は未就学児
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたる者
- 2 前項第2号及び第3号に掲げる未就学児は、実施校に未就学児スペース(未就学児が安心して過ごせるスペース)が有る場合に限り、放課後ひろばを保護者同伴であるときは利用することができる。

(実施時間等)

第8条 実施時間は、別表第2に定めるとおりとする。

- 2 第5条第3項に該当するとき又は市長が特に必要があると認めるときは、前項の実施時間を変更することができる。

(休業日等)

第9条 放課後ひろばの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日
 - (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
- 2 前項で定める休業日のほか、市長及び教育委員会又は実施校の学校長が協議により利用できない日を定めることができる。
- 3 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項に規定する休業日若しくは前項に規定する利用できない日を臨時に定め、又は変更することができる。

(配置)

第10条 市長又は第6条の規定により委託を受けた事業者は、放課後ひろばに係員を2名以上配置するものとする。

(利用登録等)

第11条 第7条に定める利用者の保護者は、あらかじめ半田市放課後ひろば利用登録申込書(様式第1)を市長に提出し、利用登録しなければならない。

- 2 前項の規定による登録の有効期間は、登録を行った日から利用者が小学校を卒業する年の年度末までとする。
- 3 第1項の規定により登録を受けた利用者の保護者は、登録内容に変更があったとき又は利用を終了するときは、半田市放課後ひろば利用登録変更・終了届(様式第2)を市長に提出しなければならない。

(放課後ひろばの利用登録の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録を取り消し、又は利用を停止することができる。

- (1) 第7条第1項各号に掲げる者でなくなったとき。
- (2) 学校設備の管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき

第4章 放課後児童健全育成事業 (事業等)

第13条 放課後児童健全育成事業の実施については「半田市放課後児童健全育成事業実施要綱」で定めるものとする。

第5章 雑則 (管理責任)

第14条 管理責任については、原則として市長が負い、教育委員会は、実施校の学校設備に管理上の欠陥がある場合を除き、児童放課後等居場所づくり事業の実施について、管理責任を負わないものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則 (施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 児童放課後等居場所づくり事業に係る利用登録その他の必要な行為については、この要綱の施行の日前においても行うことができる

別表第1

実施校	所在地	未就学児 スペースの有無
半田市立横川小学校	半田市大伝根町一丁目11番地1	無
半田市立亀崎小学校	半田市亀崎月見町三丁目10番地	有

別表第2

区分	実施時間 (4月から9月まで)	実施時間 (10月から3月まで)
授業日(月曜日から金曜日 まで)※	放課後から午後5時まで	放課後から午後4時30分 まで
土曜日※	午前9時から正午まで及び午後 1時から午後5時まで	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30 分まで
長期休暇(月曜日から土曜 日まで)※		

※国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日及び1月2日、同月3日、12月29日から同月31日までの期間は実施しません。

※長期休暇とは学期の終業式又は修了式の翌日から次学期の始業式の日の前日までのことをいう。

様式第1（第11条関係）

半田市放課後ひろば利用登録申込書

年 月 日

半田市長 殿

児童の保護者 住所
氏名
電話

以下のとおり、放課後ひろばの利用登録を申し込みます。
※小学校からの照会又は放課後ひろばにおける事業運営に当たり必要とする個人情報の利用に同意します。

フリガナ		学校名・ 学年 ※在校生以外は記入不要	小学校 年
児童氏名			
児童住所	<input type="checkbox"/> 上記に同じ 半田市		
緊急時の 連絡先	①氏名	続柄（ ） 電話番号 —	
	②氏名	続柄（ ） 電話番号 —	

※入力された個人情報は、小学校からの照会又は放課後ひろば事業以外の目的には利用しません。

様式第2（第11条関係）

半田市放課後ひろば利用登録変更・終了届

年 月 日

半田市長 殿

児童等の保護者 住所
氏名
電話

1. 届出事由
変更・終了
2. 届出理由

3. 変更内容（終了の場合は、記載する必要はありません。）

※小学校からの照会又は放課後ひろばにおける事業運営に当たり必要とする個人情報の利用に同意します。

フリガナ		学校名・ 学年 ※在校生以外は記入不要	小学校 年
児童氏名			
児童住所	<input type="checkbox"/> 上記に同じ 半田市		
緊急時の 連絡先	①氏名	続柄（ ） 電話番号 —	
	②氏名	続柄（ ） 電話番号 —	

※入力された個人情報は、小学校からの照会又は放課後ひろば事業以外の目的には利用しません。